副会長ハ会長ヲ補佐シ会長不在ノ時ハ其ノ代理ヲ為ス
支部長ハ支部ヲ統轄ス
副支部長ハ支部長ヲ補佐シ支部長不在ノ時ハ其ノ代理ヲナス
会計ハ金銭一切ノ出納ヲ掌ル
書記ハ庶務ヲ処理ス

第九条 役員ニシテ止ムヲ得ザル理由ニヨリ辞任セントスルモノハ支部長ヲ経テ会長ニ届出ベシ

第十条 役員ノ任期ハ一ヶ年トシ任期中欠員ヲ生ジタル場合ハ第十七条ヲ適用ス

第四章 代議員及役員選挙

第十二条 代議員ノ選挙ハ各部ヲ以テ選挙区ト定ム

第十三条 選挙権ハ入会後六ヶ月以上 被選挙権ハ二ヶ年以上ノ勤続者トシ毎年九月末現在ニ依ル 但シ女子会員ハ被選挙権ヲ有セザルモノトス

第十四条 選挙ス可キ代議員ハ各選挙区毎ニ二名ノ割合ヲ以テ無記名投票ニヨリ選出ス

第十六条 代ギ員ノ任期ハ一ヶ年トス任期中欠員ヲ生ジタル場合ハ次点者ヲ以テ之ニ充ツ 但シ新任者ハ前任者ノ任期ヲ承継ス
会長ハ代議員ノ互選トシ副会長ハ支部長ノ兼任トシ代議員之ヲ選出ス
教育、調査、出版、政治各部長ハ会長及支部長ノ互選兼任トス
会計及書記ハ会長ノ指命ニ依リ代議員会ノ承認ヲ得ルモノトス

第五章 機関

第十八条 本会ニ左ノ機関ヲ置ク
一、代議員会　二、正副支部長会　三、支部長会　四、支部会

第十九条 代議員会ハ本会ノ最高決議機関ニシテ毎年二月ト八月二回之ヲ開催ス
但シ此ノ外必要ト認メタルトキハ臨時開催スルコトアルベシ
一、代議員会ハ会員三分ノ一以上ノ請求アル時ハ会長ハ遅滞ナク之ヲ召集スルコトヲ要ス
二、代議員会ハ代議員会長正副支部長書記ヲ以テ構成ス
但シ正副支部長書記ハ決ギ権ヲ有セズ
三、代議員会ハ前項代議員ノ三分ノ二以上ヲ以テ成立シ其ノ決議ハ出席人員ノ過半数ヲ以テ決シ可否同数ナル時ハ議長ノ決スル処ニ依ルモノトス

第廿条 第十九条ノ機関ニ於ケル議長ハ出席員ヨリ選出スルモノトス

第廿一条 正副支部長会及支部長会ハ本会執行機関ニシテ会長副会長正副各部長及書記ヲ以テ構成ス

第廿二条 正副支部長会及支部長会ハ代議会ノ決議ニ基キ会務ヲ執行スルモノトス

第廿三条 支部会ハ各支部代議員ヲ以テ構成シ其ノ開会ニ就テハ第十九条第廿条ノ規定ヲ準用ス

第廿四条 第十九条ノ機関ハ会長之ヲ召集ス

第廿五条 各支部ハ本部規約、代議員会、正副支部長会及支部長会ノ決ギヲ厳守スル義務ヲ有ス

第六章 相談役及相談役会

第廿六条 本会ニ相談役七名以内ヲ置ク

第廿七条 相談役会ハ相談役員ヲ以テ組織シ代議員会提案ノ外其他各種事項ノ審議ヲ遂ゲ進デ会務改善ヲ促ス機関トス

第廿八条 代議会提案ナル件ハ開会五日前ニ相談役会ノ諒解ヲ求ムルコトヲ要ス

第廿九条 相談役ハ代議員会支部長会支部会ニ列席シテ意見ヲ陳述シ又ハ必要ナル注意ヲ為スコトヲ得 但シ票決ノ数ニ加ハルコトヲ得ズ